

(依頼)トラック運送業に係る『標準的な運賃』の届出のアンケート実施について

愛知県貨物自動車運送適正化事業実施機関

「標準的運賃」は改善基準告示の改正を踏まえて、運転者の労働条件を改善し、トラック運送業がその機能を持続的に維持していくに当たって、実運送を担うトラック運送事業者が法令を遵守して持続的に事業を行っていくために必要な運賃を示すことが効果的であるとして、国土交通省が令和2年4月に告示した制度です。(令和6年3月改正)

本運賃の活用および適用や運賃収受の状況につきまして、以下のアンケートにご協力いただけますようお願いいたします。

なお、本アンケートは巡回指導時に適正化実施機関が回収いたします。お手数ですが、事前にご記入いただけますと幸いです。

- ① 事業所情報について、以下の□にレ点および記入をお願いいたします。

☐非会員 ☐愛知県トラック協会会員

巡回日： 月 日

事業者名()

當業所名()

- ② 令和2年以降に標準的運賃の届出について、□にレ点等の記入をお願いいたします。

☐はい

□いいえ → 適用運賃：昭和・平成()年 / 自社運賃

- ③ 運賃のお困りごとについて、□にレ点等をご記入ください。(複数回答可)

□運賃・料金の不当な据え置き □付帯作業等における料金の収受

□燃料代や有料道路利用料の収受 □待機時間料や積込料などの収受

☐ その他

ご協力いただきありがとうございます。